

○神戸市交通局市バス営業所における職場環境及び組織風土改善のための
調査委員会設置規程

令和 4 年 11 月 14 日

交規程第 11 号

(設置)

第 1 条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和 31 年 11 月 条例第 36 号）第 1 条第 2 項の規定に基づき、神戸市交通局自動車部営業所（神戸市交通局が自ら運営するものに限る。）における職場環境及び組織風土改善のための調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(担当事務)

第 2 条 委員会は、交通事業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、各営業所内における職場環境及び組織風土の改善に向けた調査を実施する。

2 委員会は、前項の規定による調査により判明した事実及びその評価並びに再発防止策その他必要な事項を記載した報告書を自ら作成し、管理者に提出するものとする。

3 職員は、委員会から第 1 項の調査並びに第 2 項の規定による報告書の作成に係る協力を求められたときは、これに全面的かつ優先的に応じるものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、法律に関する専門的知識を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

4 前条の調査を補助させるために必要があるときは、委員会に調査補助員を置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、附則第 2 項の規定に基づきこの規程が効力を失う日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(解嘱)

第5条 管理者は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員を解嘱することができる。

- (1) 第2条第1項及び第2項に掲げる職務を怠ったとき。
- (2) 第3条第2項の要件を欠くに至ったとき。
- (3) 委嘱条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員たるに適しない非行があったとき。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(除斥)

第9条 議案について直接の利害関係を有する委員及び臨時委員は、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(会議の公開等)

第10条 委員会の会議は、これを公開しない。ただし、委員の発議により、委員

及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で議決したときは、この限りでない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、交通局経営企画課において処理する。

(施行細目の委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規程は、次に掲げる日のうちのいずれか早い日限り、その効力を失う。

(1) この設置規程の施行の日から起算して2年を経過する日

(2) 委員会が第2条の規定に基づく調査審議を終了した日